

●香川県告示第428号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成26年12月24日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

三豊市高瀬町下勝間2373番地1

三豊市長 横山 忠始

(2) 事業場の所在地及び名称

三豊市高瀬町佐股字東長谷乙420-2

三豊市新学校給食センター

(3) 特定施設に関する事項

種	類	共同調理場に設置されるちゅう房施設	
能	力	3,500食/日 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後	
	工事完成予定年月日	工事着手後8箇月	
	使用開始予定年月日	平成27年9月30日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続8時間	
排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.1~8.9	5.1~8.9
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	480	600
	化学的酸素要求量 (mg/L)	164	204
	浮遊物質質量 (mg/L)	162	202
	窒素含有量 (mg/L)	17	21
	りん含有量 (mg/L)	2.4	3
	ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (mg/L)	80	100
排出される汚水等の量 (m ³ /日)		72.9	91.1

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

種	類	給食排水処理槽
能	力	95.1m ³ /日
汚水等の処理方式		生物流動床・間欠ばっ気膜分離活性汚泥方式
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後
	工事完成予定年月日	工事着手後8箇月
	使用開始予定年月日	平成27年9月30日
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続24時間

処理前 及び処 理後の 汚水等 の汚染 状態	項 目	処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.1~8.9	5.1~8.9	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	480	600	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	164	204	20	30
	浮遊物質 量 (mg/L)	162	202	40	50
	窒素含有量 (mg/L)	17	21	12	15
	りん含有量 (mg/L)	2.4	3	1.6	2
	ノルマルヘキサン抽出 物質含有量 (mg/L)	80	100	16	20
	大腸菌群数 (個/cm ³)	-	-	3,000以下	3,000
	排出される汚水等の量 (m ³ /日)	76.1	95.1	76.1	95.1

(5) 排水水の汚染状態及び量

排水水 の汚染 状態	区 分 項 目	No.1 排 水 口	
		通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/L)	20	30
	浮遊物質 量 (mg/L)	40	50
	窒素含有量 (mg/L)	12	15
	りん含有量 (mg/L)	1.6	2
	ノルマルヘキサン抽出物質含有 量 (mg/L)	16	20
	大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000
	排水水の量 (m ³ /日)	76.1	95.1

他に排水口が1箇所(雨水専用)ある。

2 縦覧の期間及び場所

(1) 期間

平成26年12月24日から平成27年1月14日まで

(2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

三豊市環境部環境衛生課